Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Ananas comosus (L.) Merr.	沖農（おきのう）P27	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	第38601号 令和８年６月18日	沖縄県	指定地域以外の地域において種苗をこれにより得られる収穫物を用いることにより生産する行為を制限する。
	常陸（ひたち）オータムホイップ	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番６	第38523号 令和８年４月23日	茨城県	〃
Chrysanthemum L.	常陸（ひたち）オータムシュガー	〃	第38524号 令和８年４月23日	〃	〃
Oryza sativa L.	越南（えつなん）320号（ごう）	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番１号	第38531号 令和８年５月７日	福井県	〃

○国土交通省告示第千二百十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　19

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　建築開口部協会

一般社団法人　日本サッシ協会

(三)　変更後の代表者の氏名

江崎　裕之

魚津　彰

(四)　変更年月日　令和八年五月二十九日

○関東地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十三日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

その関係図面は、令和八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　四号

供用開始の区間　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　小山市大字粟宮字西道上一四二七番一から同市大字粟宮字西道上一五五二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　令和八年十月十三日

○関東地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十三日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前敷地の幅員　延長

後別

小山市大字粟宮字西道上一四二八番一から同市大字粟宮字西道上一五五二番二まで

前　一四・〇メートル　二七・三メートル

後　一四・〇メートル　二七・三メートル　〇・八二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

国会事項

参議院

議事日程

十月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

令和八年十月九日（金曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

議案送付（予備審査）

十月八日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

旧氏を通称として使用する機会の拡大を図るための措置等に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）

質問主意書提出

十月八日議員から次の質問主意書が提出された。

就労移行支援体制加算の適正化と一般就労への移行実績の評価に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六号）

人事異動

内閣

総務大臣秘書官に任命する　黒木　豊人

法務大臣秘書官に任命する　山田　一郎

農林水産大臣秘書官に任命する　安野　啓子

国土交通大臣秘書官に任命する　福井　正直

環境大臣秘書官に任命する　堀越富士夫

国務大臣秘書官に任命する　池上　聰

古川国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官に任命する　佐藤　公彦

細野国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官に任命する　池田　芳宏

葉梨国務大臣附を命ずる